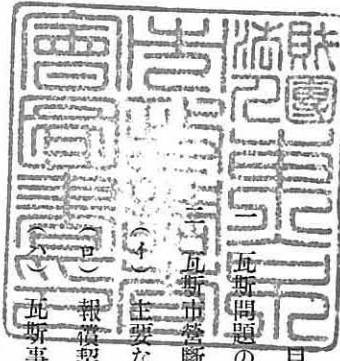


東京市政調査會

東京
市
谷
川
昇

瓦斯事業買收市營論



目次

瓦斯問題の経緯及其の内容……………二

瓦斯市營斷行の急務……………四

(イ) 主要なる公益事業は公營を以て理想とす……………五

(ロ) 報償契約の効用價值を疑ふ……………七

(ハ) 瓦斯事業法倚據するに足らず……………一〇

(ニ) 瓦斯市營は東京市政の禍根を祛除する所以なり……………一三

(ホ) 市營は最も妥當公平なる事業經營を具現すべし……………一四

三 瓦斯事業の買収……………一八

(イ) 瓦斯事業買収の手續……………一八

(ロ) 買収目的の範圍……………一九

(ハ) 買収價格の算定……………二〇

(ニ) 買収代金の支拂方法如何……………二三

(ホ) 買収後に於ける經營方針如何……………二五

(ヘ) 東京コークス販賣會社の處分問題……………二六

四 結 論……………二六

序にかへて

近代資本主義經濟の發達の比較的緩慢であつたわが國に於ては、公益事業は今日迄殆んど無拘束のまゝで、自由な膨脹發達をなし來つたのである。其の發達の歴史も短いが其の歩みも決して速かではなかつた。政府は、機會ある毎に陰に陽に其の保護助長に幾多の犠牲を拂ひ來つたに拘らず、而も統整については深く思を致すところはなかつたのである。

今日に於ては電氣、瓦斯、水道等の主要公益事業は、既に相當なる發達を遂げ、自立自營の基礎の確立、其の實力の蓄積に成功したのみならず、尙餘勢をかつて極端なる收益追求の資本主義的傾向を遺憾なく發揮し、動もすれば其の本來の使命である公益主義を閑却するの趨勢をすら示すに至つてゐる。現に是等の私營公益事業團體の多くは、巨億の資本金を有する大營利會社となり、旺に其の財的潛勢力を悪用して私利増殖に終始し、その結果大都市行政の内包實質に洵に惧るべき病根を醸成しつゝあることは、何人にも雖否定し得ざる事實である。

かくの如き状態は、公益事業の資本主義化時代に見らるゝ代表的現象であつて、これを公益事業發達の過程より考察すれば、其の第一期に屬すべきものである。

○

現下の我が國に於ける公益事業の著しい資本主義化の積弊を匡救するためには、從來の自由放任より統制の彼方に進まねばならない、又事實かゝる過程を辿りつゝあるのである。此の見解は、資本主義經濟の牙城に立て籠る

戦士の間にも相當熱を以つて支持されてゐるし、世も亦其の然るべき所以を確認し初めたやうに思はれるのである。

最近十數年來、我が國に於ても、漸く法制の制定に依つて、公益事業の概括的統制を期せんに至つたが、未だ長鞭馬腹に及ばざるの感があり、統制目的を達せんには前途尙頗る遼遠なるものがある。法制發達以前に於て、既に電氣、瓦斯等私營公益事業團體と關係地方自治體との間には、報償契約なるものが締結され、これによつて統制の一端は實現されてゐたのである。

乍併、統制の完成、公益助長の最大目的の達成の爲には兩者共に不全不備なるを免れないのであつて、公益事業の公營實現によつてのみこの缺陷を救済し得るこいふ議論は、理論的に妥當であり、又實證的にも明示し得られるのである。公益事業の公私共同經營の如きも此の一形態である。これは公益事業發達の過程から考へて、當然の歸趨であつて、この現象は其の第二期の所産と考へることが出来る。或は公益事業統制時代とも言ふことが出来る。

○

我が國に於ける現下の公益事業發達の狀態は、恰も其の第一期末に當るもので、正に第二期に推移せんとしてゐるを見るのが至當であらう。其の後の嚮導方針に就いては充分なる研鑽と検討が必要であることは云ふまでもない。

梗概せるわが經濟狀態の打開のためにも、硬化せる資本主義經濟機構の合理化のためにも、或は又資本主義經濟排撃の社會的、經濟的、政治的思想乃至運動に對する策を講ずる爲にも、今や吾人は社會安寧福祉に最も直接な關係を有する諸種の公益事業の合理化(Rationalization)公營化(Municipalization)及社會化(Socialization)に向つて邁進せねばならぬのである。

公益事業を先づ合理化するこは目下の焦眉の急務である。乍併、私營公益事業の合理化によりて、今日の所謂公益事業統制問題を解決し得たりと考へるこは誤である。何となれば、現在の社會が、それだけでは到底満足し得ない迄に、變化し且進みつゝあるこは否むこは出来ない明かな事實であるからである。私營公益事業經營に於ける株主本位の資本主義に代ふるに、都市資本主義或は國家資本主義を以てせねばならないのである。曩に大阪市長關一博士は、當都市問題パンフレット第五號に於て「市營事業の本質」を詳論されて、從來の捉はれたる營造物觀念論よりの解放を強調され、餘剩主義を目的とする市營事業の經營を提唱されてゐるが、其の精神はこゝに言ふ都市資本主義の歩みであるこ潜越乍ら思考してゐる次第である。

さり乍ら、公益事業の都市資本主義的經營にも、自ら相當の限度限界があり條件がなければならない。公益事業夫々の特質、都市財政の狀況等より考察して其の限界を明にしなければならない。尙公益事業の都市資本主義的經營は、私營に比し遙かに公益助長主義であらねばならないこは勿論である。

○

公益事業公營の最後の理念は、言ふ迄もなく其の社會化にある。公益事業が有する其の社會的本質は、最後には其の社會化を要求するに至るこは自明の理である。此の點に於て、最近の英國に於ける市營瓦斯事業の進展

其の新傾向は、頗る興味ある對照として吾人の研究に値するものである。

最近英國に於ては公營事業は驚異すべき進展を見せてゐるが、一九二八年に於ける地方自治體の經濟的公營事業の總評價額は、實に七億萬磅といふ莫大なる額に達してゐる。尙公營事業は、逐年非常な勢を以て膨脹發達を遂げつゝあるのみならず、勞働黨の如きは、公營主義を其の政綱中に加へ、其の實現の爲に絶大の努力を捧げつゝある有様である。

瓦斯事業に就いて是を觀るに、一九二七年英蘭土に於ける市營及瓦斯事業別は、市營三百二十一に對し私營七百八十四で、スコットランドに於ては、市營七十六に對し私營四の割合であつた。

尙茲に吾人が特に注意を拂はねばならない點は、瓦斯事業市營方針は從來相當收益主義を採りたるものであるが、轉近に於ては、瓦斯の如き都市生活必需品の低廉供給は都市の主要義務の一つであるをなし、最善最廉主義に轉換し來つたことである。

次表はバルファア産業委員會報告に所載のものであるが、此の新傾向を例證して餘りあるのみならず、瓦斯事業社會化の好適例たるを失はない。

英國に於ける市營瓦斯事業收益成績

年次	市營瓦斯事業	收益ヲ舉ゲタルモノ	收益總額	益金ヲ市費ニ繰入レタルモノ	繰入總額
一九二五	二九五	二〇〇	六八二、六七九	一〇六	四六五、五〇〇
一九二五	三一七	一九一	五三七、五二一	三六	一三四、六〇〇

英國に於ける市營瓦斯事業缺損狀況

年次	市營瓦斯事業	負擔ヲ生ジタルモノ	缺損總額
一九二五	二九五	九四	一六二、四五二
一九二五	三一七	一二六	二九〇、六六九

尙一九二五年に於ては、市營瓦斯は總體に於て、二十四萬七千磅の收益を擧げ得たのであるが、瓦斯事業社會化の進展せる近年は、總計に於て缺損を示すに至つてゐるのである。

英國に於ける市營瓦斯事業が、其の經營の重心を市民生活の福利増進に置き、其の方針を社會政策遂行の一ミナスに至りたることは、吾人にまつて大きな教訓であるのみならず、公益事業公營の將來に對して、其の進路を暗示するものとして、大いに意義深きを覺ゆるのである。

今や公益事業は、概括的な法制による統制時代より、其の公營の時代に推移し來つた。其の公營に當つても社會政策に重心を置き、完全に社會化を實現せるものさへあるに至つた。此の傾向は瓦斯電氣等の公益事業に於て殊に顯著なるものがある。本邦大都市に於ける公益事業問題は勿論のこゝ、大にしては國の公益事業統制問題の解決に當りても此の點に關し特に輿論を喚起する必要があると思ふ。

茲に序に代へて、公益事業統制の歸趨に關し卑見の一端を書き留めた。何れも、公務の餘暇にあはたしく筆を採つたものであるから、不備不完の點も多々あるが、ただ我が國に於ける大都市を初め、諸地方自治團體の行

政機能の内に、公益事業の公営といふことが、確然たる地歩を占めなければならぬといふ私の從來の主張に對して、諸賢の批判を得れば望外の幸である。

因に、此のパンフレットは「都市問題」昭和四年八月號所載の拙稿に多少の補正を加へたものであるが、充分な訂正をなす邊のなかつたのを遺憾とする。

昭和四年十月

筆 者 識

瓦斯事業買収市營論

谷 川 昇

一 瓦斯問題の経緯及其の内容¹

東京市浄化市會は、新市會成立の劈頭則ち昭和四年四月十日の市會に於て、緊急動議として瓦斯料金値下及同計量器使用料廢止に關する建議案を上程し、満場一致之を即決可決した。當時の市理事者であつた市長代理船田助役は、此の建議に基き、直ちに東京瓦斯株式會社に向つて、炭價の低落、副産物利用價值の増大、經費の節減、大量生産による生産費の輕減等の理由を提示して、是が交渉を開始した。

然るに四月二十三日の市會に於て、堀切市長の當選を見、此の交渉も未ださしたる進展を見ざるに先ち、會社は五月十日に至り瓦斯報償契約第十二條の規定に基き、四月二十六日の臨時株主總會にて決定せる資本金壹億圓増加の件を市に申請し來つたのである。

於茲、要求は相互的となり、處理上單獨取扱を必要とすべき雙方の要求も、實際的解決の上に於ては、相關の關係が発生し、今次の所謂瓦斯問題をして益々複雑且紛糾せしむる原因となつた。

而して、白上助役は鈴木常務と會商すること數次に及び専ら瓦斯料金値下、同計量器使用料廢止に關し交渉を重ねたるも、會社は六月十五日に至り重役會の議を經、市の要求は二つ乍ら受諾し難き旨答申し來り、反之、市は六月十九日の市會に於て、會社申請壹億圓増資の件は、現在に於ける金融狀況並會社營業狀態よりして不承認のことに満場一致可決し去つたのである。

斯の如くにして、双方の要求は相互の拒否によりて、全くデッド・ロックに陥り、交渉は決裂狀態に立ち至つた。會社は直ちに料金値下、計量器使用料廢止要求の不當なること、増資の必要已むを得ざることを或は大々的の新聞廣告を利用し、或はパンフレットを市内外四十五萬の需用家に配付するなど、只管宣傳に意を用ふところがあつたが、市に於ても直ちに之に對し反駁的露名書を發表すると共に、市會議員は各區に瓦斯問題演說會を開催し、市の要求の決して過當にあらざること、瓦斯會社の公益を踏みつけにする態度の不當

なること等を市民全般に周知せしむるの策を講じたるのみならず、市會は瓦斯問題善後處置に關する調査委員會を設置し理事者と協力し以て本問題解決に腐心努力することとなつた。斯くして瓦斯問題は、全く紛爭化し來り、世人の所謂遂に行く處まで行きたる感がないでもなかつた。

第一次折衝は遂に前述の如き結末を告げたのであるが、爾後是が解決の對策は果して如何か、大いに世の視聽を集めてゐたわけである。其の對策として想起されたる方法は

- 一 第一次折衝の行懸りを捨て、新に再交渉を試みるか
- 二 要求事項の内容に更改を加へ再要求の舉に出づるか
- 三 第三者の調停に解決を委任するか
- 四 相互の要求事項全部を撤回するか
- 五 問題の急速的解決を避け時の推移を待つか
- 六 瓦斯事業法第十二條第三項及第四項に依り主務大臣の變動及裁定を申請するか
- 七 報償契約を破棄するか
- 八 會社營業物件の全部を買收し市營斷行の舉に出づるか

等にあつたが、一時第三者の仲裁調停が乗出すの報道ありたるも遂に會社の納るゝところとならずして沙汰止みとなり、却て會社は七月八日急遽重役會を召集し擴張資金調達の急務と増資の時機を失はざる爲めと稱し増資の決行を發表するに及び、市は勿論監督官廳たる商工省に於ても、其の法律を無視し契約を踐踏したる會社の横暴なる態度を難詰し、商工省に於ては警告的通牒を發したるが、市に於ても直ちに警告を發し、會社の反省を促すところがあつた。會社に於ても増資專行の非を悟り、其の中止を發表した。市に於ては十

¹ 「都市問題」第八卷第五號 小倉庫次「東京瓦斯の料金値下問題」、同第九卷第一號「東京瓦斯の値下及増資問題経緯」及第九卷第二號後欄「瓦斯問題其後の経過」参照。

三日市會を召集し、瓦斯料金値下及計量器使用料廢止に關する命令又は處分、並に増資に對する裁定を商工大臣に申請すべきことを議決した。仍て堀切市長は市會の建議に基き、七月十三日商工大臣に會社は増資を爲すべからざる旨裁定されむことを申請し、尙十七日瓦斯料金を五十錢以上値下すること及同計量器使用料廢止の命令發令方を申請した。又會社に於ても七月十三日に至り、増資は妥當なりとの裁定方を申請するところがあつた。

於茲、本問題解決の責任は全く商工大臣に轉嫁さるゝことになり、今後商工大臣の採る態度は最も注意さるべきこととなつた。果して商工大臣は積極的に増資に對して裁定をなし料金値下に對して命令を發するに至るであらうか。或は公的立場を離れて一個人として仲裁の役を買つて出るのではなからうか。尙前途には幾多の難點と障礙とが伏在せることは容易に想像し得られるのである。

幸にして商工大臣の裁定如何に依り、當面の問題が婉曲に大團圓を結ぶとして、之を以て所謂瓦斯問題は將來に對する保證を得たるものと考へ得られるであらうか。然らず。唯々一時的に次善的彌縫策を講じ得たるに過ぎずして、今後再三同じ性質の難問題が繰返さるべきことは覺悟せねばならぬ。

難事件續發の瓦斯問題を、其の發生の根源に於て解決し去るの方途は、瓦斯事業の買収及市營を措いて他にはを求むることは絶對に不可能である。筆者はこゝに許され得る範圍に於て、端的に瓦斯問題の根本的解決策及市民一般の公益擁護の最善策としての瓦斯事業の買収及市營に關し、卑見を述べて見度いと思ふ。

二 瓦斯市營斷行の急務

凡そ何れの私營公益事業もその公營化の問題起るや、必ず賛否の論喧囂を極めることは、内外共に殆んど例外なく軌を一にしてゐるが、其の多くが、動もすれば自己中心の直接利害關係に掣肘され、嚴正なる立場から公正妥當なる意見を聽くことが頗る罕なことは遺憾である。

瓦斯事業の買収及市營の理論的必然性並理由等に就いては、人各々見るところを異にするであらうが、筆者は考察の便宜上、瓦斯事業の買収及市營問題を各々別個に検討することとする。尙本問題解決の順序から言へば、(一)買収、(二)市營となるのであるが、これも(一)市營の理論的基礎、實際的利弊、(二)買収價格、其の財源調達、(三)買収後に於ける諸問題に分ちて考究して見よう。

瓦斯事業市營の論據として擧げ得る點は、決して尠くない。餘り空理空論に墮することには、極力之を避けたいのであるけれども、問題が問題であるだけに、多少抽象的に議論を進めることも亦已むを得ないことと思ふ。

(イ) 主要なる公益事業は公營を以て理想とす

最近二十年來都市に於ける公益事業の市有市營の勃興は實に素破らしいものがある。殊に水道、瓦斯、電氣、暖房、冷凍等の事業に於て其の最も著しきを觀る。

これ等都市に於ける主要公益事業の市有市營化の動機は、岡野文之助氏「私企業都市經營化の動機論」に詳しく發表されてゐるが、吾人のこゝで以て大いに參考みなすべきものがある。筆者は、更に此の點に關し過程的觀察を下して見度い。

1 Raymond: The Public & Its Utilities, p. 2.

2 「都市問題」第五卷第一號。

第十九世紀初頭に於けるナポレオンの佛蘭西都市行政の改革を魁として、繼て英國に於ける都市改革、亞いで其の中葉に於ける獨逸都市の大革新、尙近くは過去三十年間に於ける米國都市行政の眼醒しき刷新等を見たる當然の成果として、都市行政は、その内容の整備擴充の點に於て大いに見るべきものあるに加へ、行政機能の分野も亦著しく擴大された、その結果都市生活の機構に直接關係ある事業に對して都市行政行爲がさし／＼進出するに至つたのである。

時恰も資本主義經濟の極端なる發達期並爛熟期に際會並行し、是等公益事業經營主體たる民間企業者も、一般經濟界の趨勢に引きづられて、其の經營方針を一に利益の追求に置かねばならなかつた。其の結果、公益事業も他の普通企業と何等撰ぶところが無くなり、彼等は公益事業であるといふ特典及特別保護を寄附し公益侵害の行爲をすら敢てするに至り、爲に都市生活の福祉安寧の如きも著しく脅かさるゝことが決して少くなかつた。

かゝる事態醸成に對する當然の結果として、傍若無人の私營公益事業團體抑制の聲が漸次高くなり、こゝに都市の私營公益事業抑制の時代の出現を見たのである。第一に試みられたのは私營公益事業團體の地方的統制であつた。これは都市が瓦斯事業者に賦與する事業經營特許、或は兩者の間に約定する所謂報償契約等の形式によりて實現された。乍併、これ等の都市に於ける瓦斯事業者は、その財的優勝地位を惡用し、旺んに市政に對して專恣的横暴を敢てするに至り、私營瓦斯事業の抑制は中央政府の力を藉らねば、充分なる成果を齎らす所以に非ざらざるこゝが瞭かくなり、遂に中央に於ける公益事業統制に關する法制の確立を見るに至つたのである。

中央公益事業統制々度には、一般的法律に依るもの、行政司法の權限を有する公益事業委員會の特設によるもの

等がある。歐米諸國最近に於ける諸種の公益事業法の制定實施は、よくこの過程を明示するものであつて、吾人の目下の研究課題として緊要なるものたるを失はない。

總括的一般法に依つて特異なる部分的問題の統制を期せむとするは、多くの法制それ自體が有する缺陷である。公益事業の如き地方的特異性を多分に包含するものに對する法制に於ては、殊にそれが甚だしいのである。其の結果、國、都市、瓦斯事業者の三角關係に於て、極端なる相互的反噬を招き勝ちとなり、遂には大きな政治問題、疑獄事件等を惹起するこゝとなる。劃一的法制を以てする公益事業の統制、取締に對する一般市民の不信、疑惑は、年々共に増重するのみである。要之、公益事業の統制は公營によりてのみ達成し得るこゝいふ確信の下に、公營化問題は今や一般市民の政治的欲求化するに至つたのである。

市民の總意により、公經濟の下に、公益事業公營の實施を畫するこゝは、ひゞり民營を中心とする諸問題の一掃的解決であるのみならず、是に依り都市生活の中樞的重要部分を占むる公益事業の完全なる統制、サービスの改善、市民の福祉増進を企圖し保證し得る所以である。

以上述べたる如く、公益事業は公營を以て理想とするてふゼネラリゼーションが眞理であるとするれば、主要公益事業中に於て特に重要な地位を占むる瓦斯事業は、必然此の範疇に屬し、市營を以て其の最善の解決策、最後の理想となすべきこゝ勿論である。

1 岡野文之助「私企業都市經營化の動機論」(都市問題五卷一號九九頁)。

市町村が、其の行政區劃内に於ける民營瓦斯事業者に對し、公益確保政策實現の手段として締結せる約定を、報償契約と謂つてゐるのである。其の名稱の起源を詳にすることを得ないが、寔に適當なる名稱を擇びたるもの言はなければならない。蓋し當時の四圍の狀勢、當該問題に關する法制上に於ける市町村の地位等から推論すればこの名稱を附したることは何等の不自然なく又當然であつたのかも知れない。この約定により、市は瓦斯會社に對し、道路、橋梁、公園其の他の土地工作物の使用權、營業獨占權、特別市税の不賦課、道路占用料の不徵收等を認めると共に、會社は其の對價として市に對し、瓦斯料金の制限、利益配當の制限、買収に對する應諾、公納金の納付等の義務を負ふことになるから、かゝる名稱を採用するに至つたものゝ如くである。

乍併、若し是を以て行政處分なりと考へるならば、多少公益確保を中心とした名稱が欲しかつたのである。其の名稱の示す如く、契約の本質が相互報償の域を脱しないに解されてゐた爲に、市が當然會社に要求すべかりし基礎的條件、即ち公益確保の爲にする幾多の施設等に關して、契約が多くの不備缺陷を有することは極めて遺憾な事である。乍併、これを以て從來報償契約が公益助長上貢獻するところが無かつたといふのではない。瓦斯事業實施前は勿論、其後雖、蓋し其の効用に至りては實に重且大なるものがあつた。唯々現時及將來の都市生活上看過するこの出来ない瓦斯事業の完全なる統制及取締を期する上に於て、本報償契約を以てしては充足するこの出来ない點が多く残されてゐることを、筆者は強調せざるを得ないのである。

現在市と會社の間に存在する報償契約は、其の内容に於て諸種の不備缺陷を有してゐる。就中比較的重大なる意義を有し、重大なる結果を齎らしてゐる數項を擧げて見れば、大體に於て次の如くである。

- 一 料金決定に關する合理的方法の指示を缺くこと
- 二 瓦斯成分、熱量、壓力、光力、供給力等サービス條件の完備を缺除せること
- 三 引込工事要求に對し急速施工強制の條項を缺くこと
- 四 監督權の極めて微弱なること

凡そ瓦斯供給に對する需用者の欲求は、先づ第一にサービス條件の完備及料金の合理化にあることは囑するまでもない。然るに現在の報償契約は、サービス條件、引込工事要求に對する急速施工の義務等に關する事項を缺くのみならず、常に紛糾の中心をなす料金決定の方法に就ても何等深く思を致すことなく簡單に片附けて終つてゐる。料金改定を中心に常に多くの犠牲を拂ひ、悲しむべき紛争をこれ事とする現状も、其の禍根は實に此の點に存することを経記せねばならぬ。

利益配當に重心を置き料金決定方法を輕視した嫌はないであらうか。合理的料金の決定が最も重要な中心問題でなくてはならぬ筈である。「正當なる料金に正當なる利益配當」を目的として、料金は合理的方法に依り決定せらるべきである。スライディング・スケール法に依る餘剰利益金の還元方法の如きは、現在の儘では意義少く、殆んど不用の事項に近い感がある。寧ろ料金の合理化によりエラスティシティーを持たしめることを以て賢明なる方法なりと思考する。

尙報償契約に對して會社が今日迄採つて來た態度は、紳士的であつたことは何人にも言ふことを得ないであらう。問題の生ずる毎に、會社の態度は市民をして疑惑の念を深からしめた嫌があり、同契約尊重どころか之が無

効不存の確認¹を法廷に争ふなご公益事業經營者も思はれない程の節々を市民の前に晒け出して平氣であるなごは、市民をして瓦斯問題の速かなる根本的解決を希求せしむるに至つた導因である。同契約の存在は必ずしも瓦斯供給事業に關する市會社との意見の相違を中和するよすがになつてゐない。久しき以前より市會社との間には共同相互の目的を達成すべく完き諒解と力強い協調を缺いてゐたことは否むことが出来ない。

かゝる状態の下にある會社が、民營公益事業者として果して所期さるゝが如き良好なる實績を挙げ得るや否や疑はざるを得ないのである。

これこそ瓦斯事業の買収並市營論の起る根強き基底ではないであらうか。

(ハ) 瓦斯事業法倚據するに足らず

我國に於ける公益事業統制の發達は、最近二十年來のことに屬し、其の程度たるや未だ甚だ幼稚なりと稱するより他はない。就中、瓦斯事業法は其の制定最も新しく實施後漸く三年有半を経過したるに過ぎない。

公益事業統制問題は今後立法問題の最も重要な地位を占めるものと思はれるが、其の完備は之を將來に待つより外はない。蓋し今日の如き不定不備の制度の下に在りては、こゝ暫くは都市は私營公益事業團體の意志のまゝに左右操縦され、其の魔手より逃げ去り得ないであらう。我國都市が自動車取締令(大正八年)、軌道法(大正十年)、地方鐵道法(大正八年)、電氣事業法(明治四十四年)等の不備缺陷の爲過去に於て將又現在に於て直接間接に困憊せしめられ虐げられてゐることは、寔に悲痛なる事實である。今後また瓦斯事業法の不備誤謬により都

市が其の存立權と機能とを阻碍せらるゝであらうことを想ふべきところ暗然たらざるを得ない。

よくも斯の如き法令が一般輿論の強烈なる反對に遭遇することもなく、立法府を通過したものである。よくも平氣で起草提案され、審査可決され、堂々公布實施されたものであること屢々自問せざるを得ないことがある。これも今日の日本の政治、經濟、社會の反映に過ぎないのかも知れない。

或は過去に於ては、私營公益事業の保護政策を實施するを以て急務としたであらうが、今日に於ては私營公益事業は相當なる發達を遂げ、随分我儘を敢て爲す時代に到達してゐるのであるから、特にこれが統制につき慎重なる考慮を拂ふの要ありと確信する。

現下の我國に於ける資本主義經濟機構の積弊を匡救するの途は、自由放任の過去より統制の彼方に進むことのみであるこの主張が、資本主義經濟の牙城に立ち籠る戰士の間にも、近來盛に論議されてゐることは、大いに力強く感ずる。又統制の必要は、先づ第一に公益事業を其の對象とすことも略々議論の一致するところである。社會主義經濟學の陣營に在る人達の間にも、この傾向を以て日本經濟の一進歩なりと觀察してゐるものもあるやうである。我國の經濟状態打開の點から視ても、亦公益事業の統制の緊要なることはいふまでもない。

瓦斯事業に就いて言ふも、東京瓦斯會社重役岡本櫻氏の意見に従へば、本邦瓦斯事業は既に六十年の長年月を閲し、其の間初期時代、勃興時代、不況時代、復興時代の諸過程を経て、「今や堅實なる第二次發達期を迎へつゝあるものと見るを得べき」¹状態にあるのである。

然るに瓦斯事業法制定に依り、私營瓦斯會社は、新に營業方針の改善を命ぜられ、又事業に關し特に嚴重なる監

¹ 岡本櫻「最近に於ける本邦瓦斯事業の趨勢に就て」(燃料雜誌昭和三年)。

¹ 「帝國瓦斯協會雜誌」第十卷 第四號 第六號。

督指示を受けたであらうか。寧ろ瓦斯會社は後に法的保證を得て益々強氣になつたのではないか。元來、同法は地方的特殊事情の所産にして、從來相當の効果を收め來つた報償契約の實質的存在を確認し、それを總括して一般的統制を期せむとし、併せてかゝる地方的第一次統制なきものに對して概括的統制を期せむと試みたものであるが、會社が報償契約による「地方的統制の適切なる干渉を厭ひ、自由放任政策の色彩豊かな法令に依る一般的統制のみを欲してゐる」のを見て、此の間の消息を窺ふことが出来る。

瓦斯事業法に就いて特に痛感させられる不滿の點は、其の主體たるべき瓦斯事業者が、公共團體たる私人たることを問はず、全々同一視せられてゐることである。凡て公共團體の公益事業公營に就いては、國家は特別の保護と利便とを與ふべきものなりと確信する。尙事業認可、料金認可、利益配當の無制限、増資社債借入金等に關する無拘束等に對しても、公益擁護の觀點から其の改正を要求すべきものと思はれる。

近時私營公益事業の極端なる擴大膨脹に伴ひ、動もすれば、大都市行政上一大病根を醸成せむとするの狀態を激成しつゝあるが、是定に大都市行政上由々しい緊急問題であるのみならず、引いては市民生活及公益確保上一大脅威と言はねばならぬ。

是等私營大公益事業會社が巨億の資本金を擁し、私利増殖にのみ終始する結果が、如何に市政の内包實質に恐るべき影響を及ぼすかは、米國大都市の過去に於ける腐敗の記録が餘りに明瞭にこれを實證してくれてゐる。市政はかゝる黒手によりて操られ躍るに過ぎないことすら經驗されたのである。

今に於て適當なる方途を講ずるに非ざれば、容易に匡救することを得ない様な深刻な禍根を將來に貽すもの

である。のみならず、遂には公益事業の統制をして全く不可能事と化せしむるに至るかも知れない。

公益事業の整備統制に關しては、最も進歩し且つ時代精神に適切せる法制の制定を急務とすることは勿論であるが、瓦斯事業法制定の経緯から考へても、其の如何に難事であるかは容易に想像し得る。これが根本的にして最も手近なる解決は、則ち瓦斯事業の買収並市營を措いて他に適法を發見することは全く不可能である。

(二) 瓦斯市營は東京市政の禍根を去除する所以なり

ダントは「吾等こゝに大敵財貨を發見せり」といつたが、金力が政治に頭を擡げて來る、政治的道義は地を拂つて消散する。殊に近時極端なる發達を遂げた大都市に於ける大公益事業會社が、其の偉大なる財力の悪用により、或は長期に亘りて最も計畫的に、或は短時日に最も巧妙に、私利擁護に努めてゐることはかくれなき事實である。それが、幾多の潰職或は疑獄事件として現はれ來つたことは東西其の例に珍しくない。

東京市政が、過去に於て瓦斯會社の金力の不正行使の爲に禍された最も悲痛な經驗を持つことは、こゝに繰返すだに苦痛事である。市民は、瓦斯問題の起る毎に、かゝる事の再び起らむことを危惧し憶測してゐるやうであるが、これが東京市政を益々暗いものにし、市市民を隔離するに至る悪影響は實に、廣汎深刻なるものがある。

地方自治の基礎概念をなすものは、信頼の一事であるが、市會議員といひ市吏員といひ一種異様な社會的存在として一般から白眼視せらるゝに至らむか、市政の運行は遂に圓滑を缺くに至る事火を暗るよりも明かである。

1 嶺山政道「公益事業の統制の原野に就いて」(經濟往來本年七月號)。

筆者は最近屢々經驗することであるが、東京市民が今次の瓦斯問題に關し、東京市に對して抱懷してゐる態度は、動もすれば反感的であつて、寧ろ市の主張することゝが、市民に代り市民一般の利益擁護に終始するものなることすら、忘却され勝ちであるのである。

會社の犯罪的記録は、永久に抹殺することは出来ない。市民は會社に對し全然信頼を置いてゐない。瓦斯事業の買収及市營は、此の市民の不安と不信を一掃する最善の方法であつて、これこそ市民の對市對市會觀念を一新し飽迄淨化市會の信頼を強め、市政革新の氣運を組成するに力あるものなるを信じて疑はない。

(ホ) 市營は最も妥當公平なる事業經營を具現すべし

公益事業の公營の可否を論ずる人々の間に於て、公營反對論の根幹とも稱すべきものは、公營が私營に比し非能率的であるといふことである。殊に最近公私競願の公益事業の認可に際し、此の點に重點を置いて裁斷されてゐることが屢々あるやうであるが、これは吾人の甚だ諒解に苦しむところである。

公益事業は其の本質に於て能率増進を第一義的要求とするものであるが、又公益事業の妥當公正を缺いた經營による所謂能率増進の結果が、果してそれ程の社會的價值を有するかは考へねばならぬ。私營公營事業に於ける能率は、株主の欲求する能率であつて、市民一般の要求する夫は甚だしい懸隔のあることが極めて多いのである。

利潤の追求をのみこころとする私營と、公益助長を唯一の目的とする公營とは、其の根本觀念に於て既に著しい逕庭が存在するのであるが、事業經營の結果から見ても、公益必ずしも非能率的なりと斷じ得ないのであつて、寧ろ能率的であることを明示せる事例も決して尠くない。

左に注意すべき二、三の實例を引證する。

六大都市供給瓦斯千立方呎當諸經費比較¹

市 名	事 業 者	瓦斯製造費	營業費	其他支出	合 計
東京	東京瓦斯株式會社	一五〇 錢	六〇 錢	一〇 錢	二二〇 錢
京都	京都瓦斯 "	二二七	八四	二二	二二三
大阪	大阪瓦斯 "	二〇〇	三〇	五一	二八一
横濱	横濱市瓦斯局	一〇〇	六八	二四	一九二
神戸	神戸瓦斯株式會社	一三一	五〇	一〇二	二八三
名古屋	東邦瓦斯 "	二六七	一〇四	一九三	五六四

大量生産の恩恵を受けること最も薄く、炭價に於ても決して他の五大都市以上には恵まれてゐない横濱の市營瓦斯が、他の五大都市に於ける私營瓦斯よりも、瓦斯生産費に於て遙かに低廉である事實は、瓦斯市營の如何に能率高く好成績なるかを如實に實證するものである。

尙二、三外國の事例を引證して、此の事實を立證し度い。

¹ 昭和三年度瓦斯事業要覽に據る。

市 營 瓦 斯	市 營 瓦 斯	市	年平均瓦斯供給量		最高料金平均
			立方呎	弗	
私	市	六	八三、二七七、九〇〇	一・二八	
營	營	二〇	三〇〇、七九九、〇四〇	一・四〇	
瓦	瓦				
斯	斯				

右表に示す如くミネソタ州内二十六市の内瓦斯市營を斷行せるものは六市であるが、瓦斯料金は、市營瓦斯は千立方呎に付十二セント方低廉である。しかも瓦斯供給量に於ては市營瓦斯の平均は私營瓦斯より遙かに少量である。是等の事實は又米國バーヂニア州を初め其の他の諸州に於ても亦全く同様に發見し得る現象である。

(註) ○米國オマハ市營瓦斯の好成績。

オマハ市は米國中西部都市の一にして人口二十二萬餘を有す。市は一九二〇年四百五十八萬弗を投じ私營瓦斯事業を買収せり。會社時代はコークス一噸當購入價格十一弗、ガス・オイル一ガロン六セントの特約ありたるも、市營となりてよりコークスは一躍二十二弗、ガス・オイルは十二セントに倍加せり。加之市は直に擴張計畫を遂行せざる可からざる事情にありたるを以て、市は已むを得ず瓦斯料金一弗十五セントを、一弗二十セントに値上したるが、値上後一年餘の間に二回に亘り値下を執行して料金を九十五セントに低下せしむることを得たり。尙市營斷行後僅に十八月間に七十五萬弗に達する剩餘金を積立つることを得たり。オマハ市營瓦斯は米國に於ける瓦斯市營中最も成績良好なるものなり。

○米國及加奈太に於ける公私營瓦斯一覽

年次	市營	私營	合計	市營の百分比
一八九九	一四	九五	九六五	一・五〇
一九一六	二六	一二、三三三	一二、三五九	五・三四
一九二三	一〇六	一、六六五	一、七七四	六・一〇

○獨逸に於ける公私營瓦斯比較

瓦斯事業市營の最も旺盛なのは獨逸である。五十大都市悉く瓦斯の市營をなし成績大いに見る可きものあり。一九〇八年に於てすら人口五萬以上の八十五市の内六十五市は瓦斯の市營をなしつゝありたり。

ホーエ氏が其の著「英國都市論」¹に於て英國の諸都市に於ける瓦斯市營の實績を稱揚してゐるが、その重要な點を要約すれば次の如くである。

- 一 市營瓦斯は私營瓦斯に比し燃料並燈用として遙かに優良なる瓦斯を供給す
- 二 市營瓦斯は瓦斯製造費に於て私營瓦斯より低廉なり
- 三 市營瓦斯は就業員に對し高級を給與し且待遇良好なり
- 四 市營瓦斯は石炭一噸當產氣量及副生物生産に於て私營瓦斯よりも多量なり
- 五 市營瓦斯は料金低廉なるのみならず又市民に低廉なるコークスを供給す

大體に於て、以上擧げたる諸理由は、瓦斯市營の理論的必然性を實證せるのみならず、實際上大都市行政の攪亂を防止し、市民生活の公益保全助長上缺く可からざる施設であるこゝを説示するものである。

¹ Howe, The British City.

¹ Thompson, Public Ownership, p. 259.

² ibid. pp. 253 & 254.

公益事業の公營に對する反對理由として挙げられてゐる諸種の點に就いて、一々慎重に検討を加へて見る必要もあると思ふが、其の重要なものは、寧ろ前に挙げた公益肯定論の論據によりて自ら明瞭となりたる點が多いと思はれる。是が検討は他日に譲り次には瓦斯市營斷行に至る第一過程としての瓦斯事業買收の實際問題に關し考究して見度いと思ふ。

三 瓦斯事業の買收

(イ) 瓦斯事業買收の手續

市が瓦斯事業を買收せむとする場合は、如何なる過程を経なければならぬかを、先づ第一に瞭かにして置く必要がある。瓦斯事業買收の手續に關しては、報償契約及瓦斯事業法中に規定してゐる。

第一次 會社との買收の交渉

第二次 買收認可の申請

第三次 瓦斯事業譲渡許可の申請

市は先づ報償契約第十三條に基き會社に、會社の營業物件の全部又は一部を買收するの意志を通ずるのであるが、此の場合會社は市の申出を拒むことを得ないことになつてゐる。斯くして會社との事業買收の交渉を開始し若し買收目的の範圍、買收價格、買收代金の支拂等に關し協議調はない場合は、双方より協議委員各二名を選定

し、其の多數の決定に俟つことになつてゐるが、尙協議決定を得ることが不可能なる場合は協議委員の選定した一人の裁決によりて最後の決定をなすことになつてゐる。(報償契約第十三、十四條)

然るに今尙其の裁決に服し得ざる事由があるとき、又は會社が協議を進むることを回避するが如き場合は、瓦斯事業法第十七條に依り主務大臣たる内務、商工兩大臣に其の裁定を仰ぐことが出来る。主務大臣の裁定したる買收價格につき不服ある場合は、裁定の通知を受けたる日より三月以内に通常裁判所に出訴することが出来る。

かくして買收價格、買收條件等の決定を見たる曉は、市は直ちに瓦斯事業買收の認可を主務大臣に申請せねばならぬ。凡そ其の申請書には、買收目的の範圍、買收價格の算出及買收代金の支拂計畫、買收に關する市會議決書、買收後に於ける事業計畫及收支豫算等に關する書類の添附を命ぜられてゐる。これに次いで、市及會社連署を以て瓦斯事業譲渡の許可申請書を主務大臣に提出し其の許可を得て、茲に初めて買收手續が完了するのである。

(ロ) 買收目的の範圍

瓦斯事業法第十七條第一項に明示せる如く、市が經營し得る瓦斯事業は、市域内に制限されるのを原則としてゐるが、同第三條第三項に依り會社は、其の營業地域中より市域全部を控除したる場合、市域外の單獨經營困難なりを考へるときは、市に對して、其の部分の事業を併せて買收することを請求し得るのである。

然るに報償契約第十三條第一項に於ては、買收目的の範圍は「會社の營業物件の全部」にあるを以て市營後の實際東京市將來の市域擴張等より考慮し、分割買收は不利なるを以て寧ろ買收目的の範圍は、會社の營業物件の全

部ミなすを妥當なりミす。

(註) 瓦斯事業市郡別比較 (昭和三年末現在)

種 別	瓦 斯 供 給 量	割 合	計 量 器 數	割 合	導 管 延 長	割 合
市 部	六、七二六、九元(五)	七	二、五、九六	六	一、二七、五	五
郡 部	二、八三三、四二(〇〇)	三〇	一八〇、四、四	四〇	一、三、四、四二	四
計	九、五五九、七〇(五〇)	100	四、四六、三六〇	100	二、五四、〇七二	100

(ハ) 買 收 價 格 の 算 定

買收問題中最難關は、買收價格の算定である。報償契約第十三條第二項に於て、「買收價格ハ東京市内ニ於ケル株式取引所ニ於ケル會社株式ノ既往五箇年ノ平均相場ニ依ル」ミを規定してゐる。乍併、規定餘りに簡にして事毎に幾多の疑點を残せるは遺憾である。例へば「既往五箇年」の期間計算、「平均相場」の算定、「新株」の取扱方法等が則ちそれである。

新株百十萬株は、本年五月一日既に全額拂込を了したるを以て、舊株に準じて取扱ふミを適當ミ思ふ。

「既往五箇年」の期間計算に關しては、大いに議論の存するミころであらう。又其の計算の方法に依り買收價格に著しき變動を來す結果ミなるを以て、最も慎重に考究さるべきものである。既往五箇年の期間決定については三つの場合を想像し得る。則ち(一)民法の規定に基き買收期日の前日より數ふる方法、(二)年を單位ミする方法

及(三)營業期を單位ミする方法是である。

今日の場合(一)ミ(三)ミは大差なしミ思料せらるゝも、(二)ミ(三)ミの間には重大なる差異を生ずる結果ミなる。然れども第三の方法により期間の決定をなすを以て比較的妥當なりミ思ふ。

「株式平均相場」の算出方法は、當限、中限、先限又は三期平均の四つの場合を想像し得るが、其の何れを以て買收價格算定の基礎ミすべきか、これ亦議論の岐るゝミころである。利害相反する市及會社は各々自己に有利なる方法に據るべきミを主張するであらうが、先年名古屋市電買收の經驗等に鑑み、雙方に比較的公平なる三期平均を以て買收價格算定の基礎ミなすを妥當なりミ思ふ。尙三期平均相場は三期各に就き既往十營業期間の株式賣買立會日平均の總平均を合計三分したるものミする。

右の方法により算出したる平均相場表は左の如くである。

既往五箇年瓦斯株平均相場表

年 次	相 場	立會日數	當 限	中 限	先 限	三期平均
自大正十三年 下半年(七月一日)		一四四	七、七七二・〇九	七、七九三・〇七	七、七九六・五〇	一
大正十四年		二七六	一七、〇九二・四四	一七、〇三二・〇二	一七、二〇八・四四	一
大正十五年 (昭和元年)		二七七	一八、三三五・八七	一八、二六五・八五	一八、一六七・〇六	一
昭和二年		二七四	一六、五四五・〇六	一六、七一八・八二	一六、五五七・六六	一

昭和三年 至昭和四年 上半期(六月末日)	平均	合計	昭和三年 至昭和四年 上半期(六月末日)	平均	合計
一七四	一九、〇三〇・一五	一八、八四七・七九	一七四	一九、〇三〇・一五	一八、八四七・七九
一四〇	九、四二六・六一	九、三五五・三六	一四〇	九、四二六・六一	九、三五五・三六
一、三八五	八八、一九二・二三	八八、〇二・九一	一、三八五	八八、一九二・二三	八八、〇二・九一
六三・六八	六三・六八	六三・五四	六三・六八	六三・六八	六三・五四
六三・六八	六三・六八	六三・六八	六三・六八	六三・六八	六三・六八

既往五箇年間に於ける東京瓦斯株三期平均價格六十三圓六十一銭に依り算定したる買收價格は、一億二千七百二十二萬圓なる。是を年を單位として算定したる買收價格一億二千三百六萬圓に比すれば、實に四百十六萬圓の増額なるのである。又此の買收價格を昭和三年下半期の會社財産表に掲げられたる會社財産總額一億一千六十二萬圓に比すれば(昭和四年度上半期に於ては數百萬圓の増額を見るべし)一千六百六十萬圓の超過なるが、先づ此の買收價格は兩者に於ても差したる異論を挿む餘地のない價格と言ひ得ると思ふ。

(二) 買收代金の支拂方法如何

買收價格一億二千七百二十二萬圓の支拂方法に就ても、諸種の手段方法ありき雖、かゝる老大なる額に上る起債が、現下の狀態に於て可能なりや否や、或は政府に於て許可するや否やといふ疑問はあるが、これ等の點については論及することを避けることとし、専ら支拂の方法に就いて考究することとする。

支拂方法としては、株式に代ふるに瓦斯愛市公債を以てするか、或は普通市債發行によるか、後者の場合に於ては内債外債何れを擇ぶか、根本的に慎重に比較考究するの要がある。

從來我國の都市に於て電力、電氣、電車事業等の買收市營をなしたるもの甚だ多いが、其の買收價格の支拂方

法は、多くは代償價格として市公債を交付してゐる。

我國都市に於ける電氣事業買收及價格支拂方法一覽表

都市名	事業の種類	被買收會社名	買收年月日	拂込資本金	買收前三年間の平均	買收價格	支拂方法
東京	電力	東京鐵道株式會社	明治四十四年八月一日	四、八七五、〇〇〇	六朱二厘五毛	四、八七五、〇〇〇	一年以内に現金交付。電氣事業公債を英國及佛國に於て募集
神戸	電力	神戸電氣株式會社	大正六年八月一日	一、三三三、〇〇〇	八朱	三、四八、四〇〇	六分利附市公債に於て募集
京都	電力	京都電氣鐵道株式會社	大正七年七月一日	四、五〇〇、〇〇〇	四朱一厘餘	四、五〇〇、〇〇〇	五分利附市公債に交付
横濱	電力	横濱電氣鐵道株式會社	大正十年四月一日	四、五〇〇、〇〇〇	七朱六厘	六、八六六、八六六	七分利附市公債に交付
名古屋	電力	名古屋電氣鐵道株式會社	大正十一年八月一日	九、五五〇、〇〇〇	一	一、二七、三六四	七分利附市公債に交付
大阪	電力	大阪電燈株式會社	大正十二年十月一日	四、一〇〇、〇〇〇	八朱五厘	四、一〇〇、〇〇〇	八分利附市公債に交付

現株主七千三百餘名が東京市瓦斯事業公債額面五十圓利率七分を以て所有株を交換し、買收價格との差額二千七百二十二萬圓一株に付三圓六十一銭は之を現金にて支拂ふことを承諾するに於ては、此の問題は比較的容易に

解決し得るものご考へられる。

尙買収價格の支拂方法を起債計畫に俟つ場合は約一億三千七百萬圓内外の券面額發行の必要があると思ふ。何れの場合によるも、市の負擔から見る場合は大差なく、後者の場合に於ては、一年据置三十ヶ年間に元利均等償還をなさば、毎年支出額は九百九十五萬四千圓に達すべく、二十五ヶ年均等償還をすれば一千七十一萬七千圓、二十ヶ年均等償還をすれば毎年支出額一千百九十四萬四千圓といふ計算となる。

此の毎年度支出必要額の財源をば、何れに求むべきかであるか、これが財源捻出は左迄難事ではない。五月二十五日の「東洋經濟新報」誌も此の點につき詳細なる觀察を下してゐるが、瓦斯事業の市營に依り直接現會社經濟より控除し得る金額のみを舉げて見てもざつと次の通である。

一 株主 配 當 金	九、〇〇〇、〇〇〇圓
二 役員賞與金及交際費	五〇〇、〇〇〇圓
三 諸 税	一、〇〇〇、〇〇〇圓
四 市 納 付 金	六五〇、〇〇〇圓
五 郡部道路占用料	一八〇、〇〇〇圓
六 積 立 金	三五〇、〇〇〇圓
合 計	一千百六十八萬圓

以是觀之、買収代金の支拂は理論上及實際上共に容易であるのみならず、この點のみから見ても、三十ヶ年元利均等償還によるときは、毎年二百萬圓近くの剩餘を生む結果となるのである。

(ホ) 買収後に於ける經營方針如何

瓦斯事業買収問題に關聯し、最も懸念され不安に感ぜられる事は、買収後に於ける市營事業計畫及豫算收支如何の問題である。

此の問題に就いても二分して考察するを便利とする。則ち現在の瓦斯事業の自然的膨脹に備へる對策と事業施設の改善及サービス改善に關する對策を如何にするかといふ點と、今一つは今後十年或は二十年間の擴張計畫樹立の根本策を如何に按配するかといふ點である。

現に會社が瓦斯の供給をなしつゝある地域は、東京市及其の隣接三十有餘町を包含し尙神奈川縣川崎市、埼玉縣川口町等にも供給をなしつゝあるが、今後の擴張計畫によれば、東京都市計畫區域全部を抱擁するのみならず越えて三多摩地方にまで進出せむことを期しつゝあるものゝ如くである。

此の計畫を市が全部踏襲することの可否は暫く措き、唯將來これが處置については今日より左程杞憂するの必要を認めない。瓦斯事業町村組合の組織も可能なれば、又これ等に對し瓦斯の卸賣契約の方法に依り、大量生産の恩恵を相互に享有することも亦可能である。

尙大東京瓦斯供給事業の將來に關しても、一應は研究をなしたるも未だ公表するの域に達して居ないことを遺憾とするが、市營決行の後に於て、相當の料金の値下、サービス條件の改善を期することはさしたる難事にあらずと信するものである。

(ヘ) 東京コークス販賣會社の處分問題

瓦斯事業買収に伴ひ當然處分せねばならぬのは東京コークス販賣會社である。瓦斯會社は其の姉妹會社として資本金五十萬圓五十圓株一萬株のコークス販賣會社を組織しコークス販賣に當らしむるに共に、諸種のからくりを爲さしめてゐる。瓦斯會社は右の一萬株の内九千八百六十株を所有し、殘部の百六十株は瓦斯會社大株主十六人に於て十株宛所有してゐる。拂込總額十二萬五千圓一株につき十二圓五拾錢の拂込である。

コークス會社は瓦斯會社のコークス一手販賣を目的に設立されたものであるが、現在は瓦斯會社生産コークスの一部分を販賣するに過ぎない。而かも市價に比し極端に低廉なる價格にてコークスの拂下を受けてゐる。元來瓦斯事業の本質上經營の良否は、コークスの販賣戰によりて決せられるにさへ稱せられてゐるのに、かくの如き庇護は、寧ろ諒解に苦しむところである。

會社營業物件の全部買収に依りコークス販賣會社の株式の大部分も亦市の所有に歸するところなるが、この場合に於てもコークス販賣會社の買収をなし、市に於て直接コークスの販賣に努力するを適當なりと認む。

四 結 論

要之、瓦斯事業買収及市營は、論理的歸結であると同時に、計數上實際上に於ても亦必然的歸向である。瓦斯事業買収は今日市民が負擔する以上の負擔を市に残すものではない。買収價格も先づ相當である。現状の維持若

は市民の負擔の輕減を以つてして尙二十年乃至三十年の間に瓦斯事業全部を市有となし得るのである。市營後の經營難に對し頻りに杞憂の念を抱くものがあるが、その理由は極めて薄弱である。

東京市政の痼腫と稱せられる瓦斯問題は、買収斷行を措いて他に根本的解決策は無い。東京市政の明るさを増し、市民の市政に對する信頼の回復を期する上に於ても、瓦斯問題の徹底的解決は欲求されてゐる。

瓦斯事業法及報償契約により瓦斯事業の統制を期し公益の助長を圖らむとするが如きは樹によつて魚を獲むとするの類に異ならない。

買収及市營決行の意決せば、時を移さず直ちにこれが實現を期するを以て最も喫緊事なりと考へる。荏苒徒らに論議に時日を費すは、益々本問題の解決を困難ならしむるに共に、市民一般の不利益をして益々深刻ならしむるものである。

瓦斯事業の買収決行と市營確立を措いて、東京市淨化市會としての最も有意義にして好適なるメモリアルは、他に之を發見することは絶対に不可能である。



都市問題パンフレット

東京市政調査會發行
(送料各冊二錢)

N
01 法學博士 小林 丑三郎 (再版) P. 25
都市財政の根本的改善 10 Sen

N
03 本會囑託 川本 宇之介 P. 58
大阪市の學區廢止と其れに伴ふ施設計畫就て 20 Sen

N
04 復興局囑託 富 栴 建造 P. 27
名古屋市の町名番地 10 Sen

N
05 法學博士 關 一 (再版) P. 38
市營事業の本質 10 Sen

N
06 醫學博士 藤原 九十郎 (再版) P. 37
都市の塵芥處分問題 20 Sen

N
07 法學博士 關 一 P. 26
下水道事業の經濟 10 Sen

N
08 東京市政調査會 P. 46
市會に關する制度改善諸案 20 Sen

N
09 醫學博士 藤原 九十郎 P. 72
都市の尿尿處分問題 20 Sen

N
10 池 田 宏 P. 18
都市行政の大意として 後藤伯爵をおも 寫眞 1 10 Sen

昭和四年十月二十九日印刷
昭和四年十一月一日發行
都市問題パンフレット第十一號
定價 十 錢

編輯者 兼 發行者
法人團 東京市政調査會

印刷者
東京市京橋區築地三丁目十五番地
北 村 恒 次

發行所 法人團 東京市政調査會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中



002

138